

京都市告示第674号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第8条第2項の規定に基づき、利用料金の設定について、次のとおり承認願いがあったため、これを承認します。

令和5年3月8日

京都市長 門川 大作

1 利用料金の設定

(1) プール 一般（1人につき）

1,000円（上限額：1,240円）

(2) プール 学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒（1人につき）

500円（上限額：610円）

(3) プール以外の利用料金は、条例で定める上限額の100円未満を切り捨てた額

2 利用料金変更新年月日

令和5年4月1日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)